

意外と盲点？

# 外国人採用における 「家族滞在」について

**GMS** 海外人材  
マネジメントサービス



# はじめに

2019年末の時点では293万3,137名の外国人が日本に在留しており、年を重ねることに過去最高の数字を上げてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大防止の一環で入国制限などの水際対策が行われたことで、2020年以降に日本で働く外国人は停滞。法務省の最新情報によると、2022年3月末における在留外国人は276万635名と減少しています。とはいえ、長期的に日本に在留する外国人の数は増加。さらにコロナ禍が収束傾向にある中で入国制限も緩和された今、多くの外国人が日本に入国している状況を鑑みると、今後再び、在留外国人の数は増加に転じることが考えられます。

そこで今回、外国人材の積極活用において企業が見落としがちなポイントにフォーカスを当て、より効率的な雇用を実現していただくための解説を行ってまいります

# 在留外国人の内訳

まずは日本に在留する外国人について、それぞれの資格と人数について解説していきます。特に在留資格は外国人が働く上で必要なものですので、雇用する上で知っておくべきこととして紹介いたします。

## ◎在留資格について

日本にもっとも多い在留資格者は「永住者」で、およそ80万名もの外国人が取得しています。次いで多いのが「技能実習」で約41万名。そして「留学」の約35万名、「特別永住者」が約31万名となっています。

なお、企業で外国人がオフィスワークに従事する上で必要なのが「技術・人文知識・国際業務（通称：技人国）」で、こちらは約27万名が取得しています。

# 「家族滞在」とは？

数々の在留資格の中でも、以下の在留資格を有する外国人において、配偶者や子の扶養を受ける人たちに付与される在留資格が「家族滞在」です。

2019年末の時点においても約20万名の外国人が「家族滞在」で在留しており、コロナ禍からの回復で外国人就労者が増加するに伴って、「家族滞在」の人数も増えることが見込まれます。

## ◎ 「家族滞在」が適用される在留資格

「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「文化活動」「留学」

…以上の在留資格を有する外国人の扶養（配偶者・子）を受けられる場合に該当します。

# 「家族滞在」の申請方法

「家族滞在」は必要書類を揃えた上で、出入国在留管理庁への申請が必要となります。こちらの申請においては代理申請も可能ですので、忘れずに行いましょう。

## ◎ 「家族滞在」申請の必要書類

- ・ 在留資格認定書交付申請書
- ・ 写真（縦4cm×横3cm）
- ・ 返信用封筒（定型封筒/宛先明記/簡易書留用404円切手貼付）
- ・ 申請人と扶養者との身分関係を証明する文書

### (1) 戸籍謄本

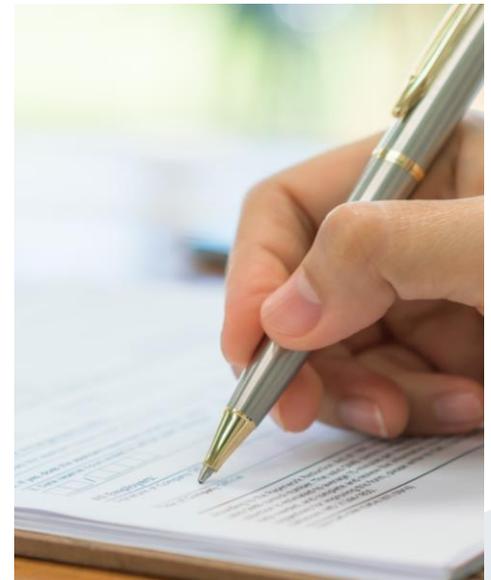
### (2) 婚姻届受理証明書

### (3) 結婚証明書（写し）

### (4) 出生証明書（写し）

### (5) 上記(1)～(4)までに準ずる文書

- ・ 扶養者の在留カード（外国人登録証明書含む）または旅券（パスポート）の写し
- ・ 扶養者の職業および収入を証明する文書（の提示）



# 「家族滞在」申請に関する注意点

「家族滞在」においては、以下2つのポイントにおける注意が必要です。知らなかったはもちろん、勘違いや思い込みなどによる不備を起こさないためにも、ぜひ注意していただきたいと思います。

## ◎扶養には「両親」「兄弟姉妹」「親戚」は含まれない

「家族滞在」における扶養の範囲は、あくまでも「配偶者」「子」または「認知している非嫡出子」に限定されていて、「子」に関しては養子も含まれます。ちなみに両親を呼ぶ場合は特別な事情がある時、別の在留資格にて認められることがあります。

## ◎年収や預金額に注意

「家族滞在」の審査を行う際、扶養者の経済状況を重要視する傾向があります。企業側は採用しようとする外国人（扶養者）の経済状況の安定性について、「在職証明書」を提出することで証明してあげることができます。

※申請のタイミングで手続きが異なります！

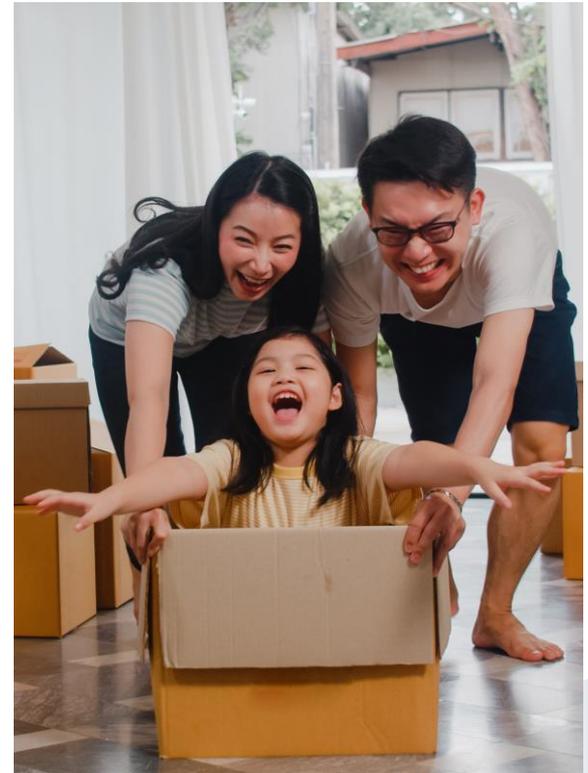
- ・採用と同じタイミング：日本に入国する前に「在留資格認定証明書交付申請」の手続きと共に企業側で申請します。
- ・来日後に別途申請をする場合：扶養者と扶養を受ける家族との身分関係を証明する文書、扶養者の職業および収入を証明する文書が必要となります。

# まとめ

## 家族滞在のポイント

- ◎「家族滞在」は被扶養者（配偶者・子）
- ◎出入国在留管理庁への申請が必要
- ◎扶養には「両親」「兄弟姉妹」「親戚」は含まれない
- ◎経済状況は「在職証明書」で証明

日本人に限らず、外国人においても家族の存在は様々なモチベーションに大きな影響を与えると同時に、就業の際に心理的にも大きな支えとなります。「家族滞在」が申請可能であれば、スムーズに対応することで外国人材の働く意欲を上げ、企業とのいい信頼関係を築くことができるはずです。ぜひ活用していただきたいと思います。



# 最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

## 資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

## 海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

## セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

## 海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

## 海外人材Q & A

よくある質問に一问一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

## 海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q & A

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、  
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や  
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や  
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

# お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

**GMS** 海外人材  
マネジメントサービス